



### ごあいさつ

かんばら みつよ  
株式会社スマイル 代表 神原 充代 です

私は、15年間医療事務員として医療事務派遣会社、医療法人での業務に携わってきました。業務を行っている上で、街の医院・クリニック・診療所の先生方は、保険診療の事や医療事務員育成に困っているけど相談する所が無いとのお話を多く伺うようになりました。それなら、私がおその相談場所となり、出来る医療事務員を育てようと考えスマイルを立ち上げました。よろしくお願いします。



スマイルは  
子宮頸がん啓発キャンペーン  
を応援しています

### お知らせ

**医院に必要な  
医療接遇勉強会  
開催予定**

勉強会の詳細をお知りになりたい医院様はご連絡ください。

詳細が決まり次第、ご連絡差し上げます。

スマイルホームページでもお知らせします

<http://smile-cs.com/>

### スマイルとは

#### 医院・クリニック・診療所向け医療事務サポート



◎医院・クリニック・診療所における医療事務に関するアドバイスを  
を行い増患・増収を目指します。

- ・レセプト点検 (減点・返戻・請求漏れを無くします)
- ・業務支援 (日常業務での些細な質問にお答えします)
- ・接遇研修 (患者様に喜ばれるスタッフを育てます)

◎先生が診療に専念できる様、出来る医療事務員を育てます。

- ・研修・セミナー等の企画・立案及び実施
- ・診療報酬請求業務(レセプト)の個人指導

### 知恵袋

#### 特定疾患指導管理料の算定日について

(1)別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定する。

(2)区分番号A000に掲げる初診料を算定する初診の日に行った管理又は当該初診の日から1月以内に行った管理の費用は、初診料に含まれるものとする。

5月 5日	腰痛で受診	初診料
5月 10日	高血圧で受診	再診料
6月 5日	高血圧で受診	再診料+特定疾患指導管理料

★注意  
カルテには指導内容記載を忘れないように  
に注意が必要です

あくまでも初診日から1ヶ月経過すれば良いので6月5日は特定疾患指導管理料算定可能です。

#### レセプト減点・返戻事例集、無料プレゼント

返戻・減点・算定のポイント等の事例をまとめた小冊子を無料でお送りします。

お電話又はメールにてご連絡下さい。

スマイル新聞は、医院でお役に立つ情報をお届けします。定期的にご送付をご希望の医院様や、お届けしております新聞がご不要の医院様は、お手数ですが右記へご連絡ください。

#### 株式会社スマイル

〒573-0154 大阪府枚方市王仁公園3番11号  
TEL /FAX: 072-380-7866

MAIL: [toiawase@smile-cs.com](mailto:toiawase@smile-cs.com)

公式HP: <http://smile-cs.com/>

ブログ: <http://ameblo.jp/smile-clinicsupport/>

Facebook: <http://www.facebook.com/smileippai>